

令和4年度 第3回綾川町都市計画審議会要旨

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 審議事項

(1)「綾川町都市計画マスタープラン」の改訂について

事務局より説明後、質疑応答に入る。

○ 委 員

このプランが長期にわたってのプランということで、何を目的として具体的な5か年計画とするかも含めての案を作っていく、工区ごとに何をすべきか、まちづくりにはどのようなものが必要なのか、ということの具体的な計画案が示されていないということも踏まえて、やはり長期的にするよりかは、5か年のなかでどのような施策をしていくのか、もう少し具体的に、計画を練った方が良いと思います。

● 事務局

都市計画マスタープランは、県が定める高松広域都市計画区域マスタープランが概ね20年となっておりまして、本来であれば、本町の都市計画マスタープランも概ね20年間という期間で計画していくところではありますが、今回は町の最上位計画である総合振興計画の目標年度が10年のため、都市計画マスタープランの計画期間も約10年間という期間で目標を定めております。

そのほか、下位計画にあたる個別計画については、各課において目標年度は様々であるとは思いますが、具体的な目標値なども定めておりますので、中間見直しをかけていきながら、具体的な施策を進めていくものと思っております。

今回、改訂する都市計画マスタープランは、長期的な視点に立った計画でありますので、個別の具体的な内容については、各課の個別計画で見直しをかけながら、実施してまいります。

○ 委 員

もちろんそうですが、人口減少、少子高齢化、空き家問題など、その辺を連携しながらやっていくことや、そのニーズに応じていくことなど、今後のまちづくりにとって、それぞれが対応していかなかで、10年間という期間でマスタープランを作られています。しかしながら、時代によって、変化は多少起きてきます。そのような状況のなかで、このプランがずっと10年間続くというのは、あまりよくないと思っていますし、改善するところは改善していかなければならないということもあります。その辺を十分各課と連携しながら、やっていただきたい。

● 事務局

社会環境が大きく変化した場合や上位計画において方針が大きく変わった場合には、計画期間内であっても、見直しを行い、方向性や方針を社会情勢に合わせた形で計画を更新してまいります。

審議の結果、委員全員の賛同により、町長に対して原案のとおり異議なしとする答申を行うことに決した。

(2) その他

事務局より議事録の調整及び公表までのスケジュールの説明があり、委員全員が了承した。

5. 閉会

—以上—